

愛知県高度救命救急センター設置要綱

(目的)

第1条 高度救命救急センターを整備し、救急医療の円滑な連携体制のもとに、特殊疾病患者に対する医療を確保することを目的とする。

(高度救命救急センターの指定)

第2条 高度救命救急センターは知事が指定する。

- 2 指定の有効期間は、3年とする。ただし、年度途中で指定した場合は、指定した当該年度及びその後2年間を有効期間とする。
- 3 指定にあたっては、愛知県医療審議会5事業等推進部会及び愛知県救急医療協議会の意見を聴くものとする。

(高度救命救急センターの指定基準)

第3条 国の「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け厚生省医務局長通知)の運営方針及び整備基準を基本として、具体的には、第4条及び第5条を満たす病院から選定する。

(運営方針)

第4条 高度救命救急センターは、救命救急センターに收容される患者のうち、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れるものとする。

(整備基準)

第5条 高度救命救急センターは、前条の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである。

- 2 高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。
 - (1) 医師
常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする。
 - (2) 看護師等医療従事者
特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする。

3 設備

高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。

(高度救命救急センターの指定の更新)

第6条 第2条第1項の指定は、同条第2項に定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第3条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

第2条 この要綱の施行の際現に高度救命救急センターの指定を受けている施設は、この要綱による指定を受けたこととみなし、その指定の有効期間を令和6年3月31日までとする。

第3条 この要綱の施行日以降、令和3年3月31日までの第2条第3項の規定は、「指定にあたっては、愛知県医療審議会5事業等推進部会の意見を聴くものとする。」と読み替える。